

瀬戸市環境の保全及び創造に関する協定取扱規程

(趣旨)

第1条 この告示は、瀬戸市環境基本条例（平成13年瀬戸市条例第10号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき市と企業間の環境の保全及び創造に関する協定（以下「環境保全協定」という。）の締結及び運用に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるほか、条例の定めるところによる。

- (1) 企業 営利又は非営利を目的として、一定の計画に従い継続的に事業活動を行う個人又は組織（法人でない組織を含む。）
- (2) 事業所 企業が事業活動を行う場所的単位であって、財貨及びサービスの提供が、一定の場所を占有し、人及び設備を有して継続的に行われているもの

(環境保全協定の内容)

第3条 環境保全協定は、市及び企業の責務を相互に確認することにより、公害を未然に防止するとともに、環境への負荷が少なく持続的発展が可能な社会の構築を目指し、環境の保全及び創造に関する次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 市及び環境保全協定を締結する企業の相互協力に関すること。
- (2) 環境に関する項目についての遵守事項に関すること。
- (3) 環境保全計画及び環境経営体制に関すること。
- (4) 地球温暖化防止及び廃棄物対策に関すること。
- (5) 公害その他環境保全上の支障が発生又は発生するおそれのある事故が発生した場合の対応に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関して市長が必要と認める事項

(適用事業所)

第4条 環境保全協定は、企業の有する市内の事業所ごとに、当該事業所を適用事業所（環境保全協定がその適用の範囲とする事業所をいう。以下同じ。）として締結するものとする。

(締結すべき企業)

第5条 環境保全協定を締結すべき企業は、次の各号に掲げる地域に適用事業所を設置又は設置しようとする企業とする。

- (1) 瀬戸市穴田企業団地
- (2) 瀬戸市暁工業団地
- (3) 瀬戸市暁西部工業団地
- (4) 水野準工団地
- (5) せと赤津工業団地

2 前項に定めるもののほか特別工業地区（山の田）において、適用事業所を設置又は設置しようとする次に掲げる要件をすべて満たす企業を環境保全協定を締結すべき企業とする。

- (1) 資本金の額が200万円以上の会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する「会社」をいう。）である企業又は直前の決算における収入が1,000万円以上である企業
- (2) 当該事業所において常時雇用する従業員が5名以上である企業
- (3) 当該事業所の敷地面積が、1,000平方メートル以上である企業

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、環境保全協定を締結することができる。

(事前協議)

第6条 市長は、環境保全協定を締結しようとする企業（以下「締結予定企業」という。）に対し、設置又は設置しようとする適用事業所の計画並びに環境の保全及び公害の未然防止について記載した書面（以下「環境保全計画書」という。）を環境保全協定の締結前に提出するよう求めるものとする。

2 市長は、前項の環境保全計画書に基づき、適用事業所の設置、運用その他市が所管する事務に係る事項について、関係部署から意見を聴取し、締結予定企業に対して必要な指導を行うものとする。

3 前2項の規定は、環境保全協定を締結している企業（以下「協定企業」という。）が、適用事業所における施設の増設その他の事由によって、その活動の態様を変更する場合において、これを準用する。

（環境保全計画書の提出時期）

第7条 締結予定企業が適用事業所の設置又は協定企業が活動の態様の変更を計画した場合は、速やかに環境保全計画書を市長に提出するものとする。

（環境保全計画書の記載事項）

第8条 環境保全計画書には、締結予定企業が設置又は設置しようとする事業所（以下この条において「適用予定事業所」という。）の計画について、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 締結予定企業の住所及び氏名又は名称（締結予定企業が組織である場合にあってはその代表者の氏名）その他の事項

(2) 適用予定事業所の所在地及び用途地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項に定める「用途地域」をいう。）の種類その他の事項

(3) 適用予定事業所を新たに設置しようとする場合においては、土地取

得に要した費用その他建築等に要する費用

- (4) 使用する水、燃料及び電力に関する事項
- (5) 使用する主な原材料の種類及び種類ごとの量並びに生産する主な製品の種類及び種類ごとの量
- (6) 生産する製品の種類ごとの工程を示した概略図
- (7) 設置する資機材の種類、能力及び台数
- (8) 原料、製品その他の物品の運送に用いる車両の種類及び種類ごとの車両台数

2 環境保全計画書には、環境の保全及び公害の未然防止について、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 環境の保全及び公害の未然防止に関する適用予定事業所における締結予定企業の基本的方針
- (2) 環境の保全及び公害の未然防止を担当する人員を明記した組織図又は機構図
- (3) 排出する排水その他水質に関する事項
- (4) 発生する騒音及び振動に関する事項
- (5) 発生するばい煙その他の大気汚染物質に関する事項
- (6) 発生する悪臭に関する事項
- (7) 事業活動による地盤沈下の防止に関する事項
- (8) 設置場所の土壌汚染に関する事項
- (9) 発生する廃棄物に関する事項
- (10) 使用する特定化学物質に関する事項
- (11) 地球温暖化の防止に関する事項
- (12) 環境の保全及び公害の未然防止に関する啓発及び教育に関する事項
- (13) 公害その他環境保全上の支障が発生又は発生するおそれのある事故

が発生した場合における対応に関する事項

(14) 緑化に関する事項

(環境保全協定の遵守)

第9条 市及び協定企業は、環境保全協定を遵守するものとする。

2 市長は、協定企業が環境保全協定を遵守するために必要な情報を提供するものとする。

(遵守の確認)

第10条 市長は、協定企業が環境保全協定を遵守していることを確認するため、必要な事項について企業に対して報告を求めるものとする。

(環境保全協定の見直し)

第11条 市長は、環境への負荷の低減、公害の未然防止及び自然環境の適正な保全へ向けた取組が、社会情勢の変動や技術革新に伴って変化するため、適宜、協定の見直しに努め、企業に対してその協力を求めるものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、環境保全協定の締結に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示を発した日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に適用事業所を設置している企業については、この告示第6条第1項及び第2項の規定は適用せず、この告示の施行後の適用事業所の設置及び変更に適用する。

3 この告示の施行の際、現に市との間で締結している公害防止及び環境

保全に関する協定は、この告示に規定する環境保全協定とみなす。ただし、市及び当該企業が協議のうえ新たに環境保全協定を締結する場合は、この限りでない。